

三 留置業務管理者が許した場合を除き、被留置者との間の物品の授受その他の行為をしてはならないこと。
四 診療のため必要な範囲を逸脱する会話をしてはならないこと。
五 前各号に掲げるものほか、留置施設の規律及び秩序の維持その他管理運営上支障を生ずるおそれがある行為をしてはならないこと。

(調髪及びひげそり)

第十五条 法第二百三十三条の規定による調髪又はひげそりは、留置業務管理者が指定する場所において行わせるものとする。

(運動を実施しない日)

第十六条 法第二百四十四条において準用する法第五十七条の内閣府令で定める日は、当該留置施設の属する都道府県の休日(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第四条の二第一項の規定に基づき条例で定められた当該都道府県の休日をいう。第二十五条第二項第三号及び第二十条第五号において同じ。)のうち、日曜日を除いた日とする。

(入浴)

第十七条 法第二百四十四条において準用する法第五十九条に規定する入浴の回数及び時間は、気候その他の事情を考慮して、留置業務管理者が定める。

2 前項の回数は、五日に一回を下回つてはならない。

3 入浴には、留置業務に従事する職員が立ち会うものとする。この場合において、女子の被留置者の入浴の立会いは、女子の職員が行わなければならぬ。

(感染症予防上の措置)

第十八条 法第二百四十四条において準用する法第六十四条の内閣府令で定める措置は、次に掲げるものとする。

一 感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがある飲食物、衣類、寝具その他の物品について、その所持者である被留置者に対し、当該物品の移動を制限し、若しくは禁止し、又は消毒、廃棄その他必要な措置を執ること。

二 運動の機会を与えないこと。

三 入浴、調髪又はひげそりを行わせないこと。

(書籍等の翻訳費用の負担)

第十九条 法第二百七十三条第二項の規定による書籍等の翻訳の費用は、当該被留置者に負担させる

ものとする。ただし、その費用を負担することはない被留置者が、次の各号のいずれかに該当する場合において、留置業務管理者が書籍等の閲覧の目的に照らし相当と認めるときは、その全部又は一部を当該留置施設の属する都道府県の負担とすることができます。

一 国語の書籍等を理解する能力に欠ける場合

二 視覚障害者であって、点字によらなければ書籍等を閲覧できない場合

(反則行為があつた場合の自弁の書籍等に関する措置)

第二十条 法第二百八十三条第一項の内閣府令で定める自弁の書籍等(被告人若しくは被疑者としての権利の保護又は訴訟の準備その他権利の保護に必要と認められるものを除く。)は、次に掲げる書籍等(婚姻関係の調整、訴訟の遂行、事業の維持その他の被留置者の身分上、法律上又は業務上の重大な利害に係る用務の処理のため必要と認められる書籍等を除く。)であつて自弁のものとする。

一 性欲を興奮させ又は刺激する内容を有する書籍等

二 前号に掲げるもののほか、衣服を脱いだ人の姿態を被写体とする写真若しくはその複製物又はこれらが掲載されている書籍等

(新聞紙の範囲及び取得方法の制限)

第二十一条 法第二百九十三条において準用する法第七十一条に規定する新聞紙の範囲の制限は、あらかじめ被留置者が取得することができる新聞紙を指定して行うものとする。

2 法第二百九十三条において準用する法第七十一条の規定による新聞紙の取得方法の制限は、次に掲げる事項を定めて行うものとする。

一 新聞紙の数量の上限

二 新聞紙を取り扱う事業者

(捕縄又は手錠の使用)

第二十二条 被留置者が法第二百三十三条第一項のいずれかの行為をするおそれがある場合に使用することができる捕縄又は手錠は別表に定める捕縄又は標準手錠若しくはベルト手錠とし、被留置者を護送する場合(被留置者が同項目のいずれかの行為をするおそれがあるとき各号のいずれかの行為をするおそれがあるとき使用することができる捕縄又は手錠は別表に定める捕縄又は標準手錠若しくはベルト手錠とし、被留置者を護送する場合(被留置者が同項目のいずれかの行為をするおそれがあるとき各号のいずれかの行為をするおそれがあるとき使用することができる捕縄又は手錠を除く。)に使用することができる捕縄又は手錠は別表に定める捕縄又は標準手錠とする。)

2 法第二百三十三条第二項に規定する留置担当官は、法第二百三十三条第一項の規定により捕縄又は手錠を使用したとき(被留置者を護送する場合に

捕縄又は手錠を使用したときを除く。)は、は速やかに、その旨を留置業務管理者に報告するものとする。

(捕縄、手錠、拘束衣及び防音具の制式)

第二十三条 法第二百三十三条第八項に規定する捕縄、手錠、拘束衣及び防音具の制式は、別表のとおりとする。

(保護室の構造及び設備の基準)

第二十四条 法第二百四十四条第二項において準用する法第七十九条第六項の内閣府令で定める保護室の構造及び設備の基準は、次のとおりとする。

(保護室の構造及び設備の基準)

第二十五条 法第二百二十一条第四項(法第二百八十九条第六項及び第七項において準用する場合を含む。)の規定により被留置者の弁護人等を有する(法第七十五条第三項に規定する弁護人等をいう。以下同じ。)との面会に関し制限をするとときは、面会の場所を当該留置施設の面会室(被留置者と面会の相手との間を仕切る設備を有する室をいう。次項第二号及び第五号において同じ。)とするものとする。

2 法第二百二十一条第五項(法第二百八十九条第六項及び第七項において準用する場合を含む。)の規定により被留置者と弁護人等との面会に制限をするときは、次に掲げる措置を執るものとする。

一 面会の相手方の人数を三人以内とすること。

二 面会の場所を当該留置施設の面会室とすること。

三 面会の日を当該留置施設の属する都道府県の休日以外の日とする。

四 面会の時間帯を当該留置施設の執務時間内とする。

五 信書の発信の申請の時間帯を、緊急に発する必要がある信書の発信の申請を除き、当該留置施設の属する都道府県の休日以外の日とする。

六 信書の発信の申請の時間帯を、緊急に発する必要がある信書の発信の申請を除き、当該留置施設の執務時間内とする。

七 被留置者が発信を申請する信書(弁護人等に對して発するものを除く。)の通数の上限を、一日につき一通を下回らないものとする。

八 信書の発信の方法を次に掲げるものに限ること。

イ 郵便物(郵便法(昭和二十二年法律第六十五号)第四十四条第一項又は第二項に規定する特殊取扱(郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十七年法律第二百二号)による改正前の郵便法に規定する速達及び年賀特別郵便に相当する取扱いを除く。)とするものを除く。)による方法

口 電報による方法（緊急の必要がある場合に限る。）

九 信書の受信の方法を次に掲げるものに限ること。

イ 郵便物又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第三項に規定する信書便物による方法

ロ 電報による方法

十 被留置者にあつた信書であつて、紙以外の物品にその内容が記載されたもの、音を発する装置の付いたものその他信書以外の物品としての性質を有するものについて、法第百九十四条第一項の規定により被留置者に引き渡すこととならない場合には、法第二百二十三條、第二百二十四条又は第二百二十八条第三項（これらの規定を法第二百八十九条第六項及び第七項において準用する場合を含む。）の規定により被留置者がこれを受けることを禁止し、若しくは差し止める場合又は刑事訴訟法（昭和二十三年法律第二百三十一号）の定めるところによりその者がこれを受けることが許されない場合を除き、その者に対する提示その他の方法によりその内容（法第二百一十四条（法第二百八十九条第六項及び第七項において準用する場合を含む。）の規定により削除し、又は抹消すべき箇所を除く。）を了知させること。

（死亡者の発受禁止信書等の引渡し）

第二十七条 法第二百二十六条第四項（法第二百八十九条第六項及び第七項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による被留置者の発受禁止信書等の引渡しは、法第二百二十六条第四項に規定する申請を最初にした遺族等に対して行うものとする。

（通訳又は翻訳の費用の負担）

第二十八条 法第二百二十八条第一項又は第二項（これらの規定を法第二百八十九条第六項及び第七項において準用する場合を含む。）の規定による通訳又は翻訳の費用は、当該被留置者に負担させるものとする。ただし、留置業務管理者が面会又は信書の発受の目的に照らし相当と認めるときは、その全部又は一部を当該留置施設の負担とする。

設の属する都道府県の負担とすることができる。

いて止めるものとし、形状は図二のとおりとする。

図二 ベルト手錠

第二十九条 法第二百三十九条の規定による留置業務管理者の通知（次項において単に「通知」という。）は、第十二条第二項第一号に掲げる者に対するものとする。

前項の場合において、第十二条第二項第一号に掲げる者の所在が明らかでないため、通知をすることができないときは、同項第一号又は第三号に掲げる者に対するものとす。

（施行期日）

1 この府令は、刑事施設及び受刑者の待遇等に関する法律の一部を改正する法律（平成十八年法律第五十八号）の施行の日（平成十九年六月一日）から施行する。

2 郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日（平成十九年十月一日）前における第二十六条第八号イの規定の適用については、同号イ中「第四十四条第一項又は第二項」とあるのは、「第五十七条第一項」と、「郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第二百二号）による改正前の郵便法に規定する速達及び年賀特別郵便に相当する」とあるのは、「速達及び年賀特別郵便」とする。

（防声具の制式に関する内閣府令の廃止）

4 防声具の制式に関する内閣府令（平成十八年内閣府令第六十四号）は、廃止する。

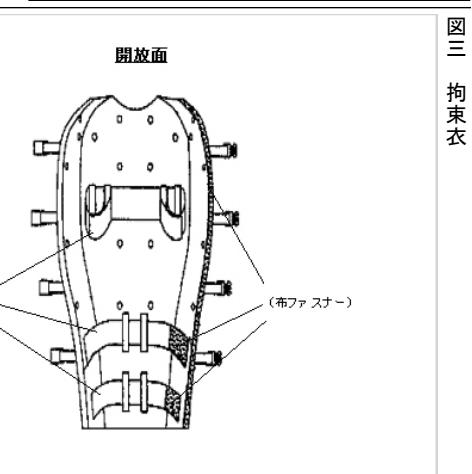
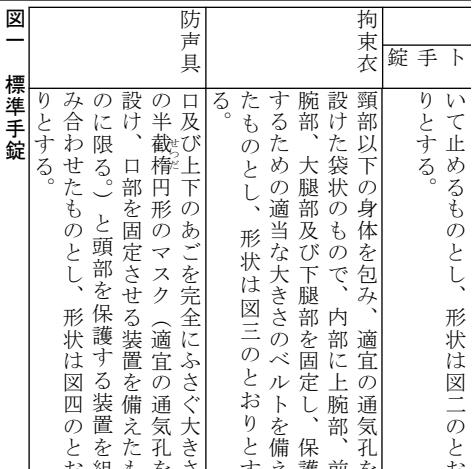
附 則（平成二十五年二月二十六日内閣府令）

この府令は、平成二十五年四月一日から施行する。

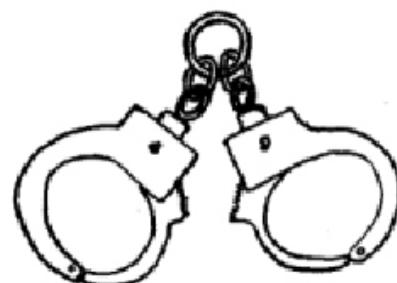
（拘束衣）

頭部以下の身体を包み、適宜の通気孔を設けた袋状のもので、内部に上腕部、前腕部、大腿部及び下腿部を固定し、保護するための適当な大きさのベルトを備えたものとし、形状は図三のとおりとする。

図三 拘束衣



全体図



図四
防声具

